



リースの種類		オペレーティング・リース取引 (レンタルと呼ぶ)	所有権移転型ファイナンス・リース取引 (移転リースと呼ぶ)	所有権移転外型ファイナンス・リース取引 (転外リースと呼ぶ)
処理の種別 会計処理	①契約時	仕 訳 不 要	移転リース 資 産 / リース 債 務 (リース料総額) (本来は什器備品等の資産科目だが、新基準下での差別化のため)	転外リース 資 産 / リース 債 務 (リース料総額) (本来は什器備品等の資産科目だが、新基準下での差別化のため)
	②毎月支払時	レ ン タ ル 料 / 普 通 預 金 (従来は賃借料等の科目だが、新基準下での差別化のため)	リース 債 務 / 普 通 預 金	リース 債 務 / 普 通 預 金
	③決算時	仕 訳 不 要 (決算時に、レンタル料勘定を賃借料勘定等に振替可)	減価償却費 / 移転リース 資 産	減価償却費 / 転外リース 資 産
法人税		・レンタル料が損金算入	・減価償却は通常通り95%償却 ・耐用年数、定額法・定率法の適用についても通常の資産通り ・償却は任意	・減価償却は残存価格ゼロ、リース期間を耐用年数としたリース定額法(定率法採用会社であっても)で償却 ・別表16-4を添付 ・償却は強制 ← リース期間は契約書で確認
所得税		・レンタル料が経費計上	・償却方法は法人と同じ ・償却は強制	・償却方法は法人と同じ ・償却は強制
法人・所得 共通	①10万円未満資産の損金算入		適用可能	適用不可
	②一括償却資産の均等償却		適用可能	適用不可
	③少額減価償却資産(30万円未満)		適用可能	適用可能
	④中小企業者の機械等取得の特別償却		適用可能	適用不可
	⑤中小企業者の特定機械等取得の税額控除		適用可能	適用可能
消費税		・レンタル料が課税仕入れ	・契約時にリース料総額が課税仕入れ ★契約事業年度の翌事業年度以後は課税仕入れが否認される可能性あり ★消費税有利・不利選択にも影響(判定表に記入)	・契約時にリース料総額が課税仕入れ 但し、契約書(計算書ではない)に利息相当額が明示されている場合は、利息相当額は非課税仕入れ(判定要注意!) ・売買処理ではなく、賃貸借処理をしている場合は、リース料を支払う時に課税仕入れ ★消費税有利・不利選択にも影響(判定表に記入)
備考		・従来のリースの処理と同じ	・リースであるが、通常の資産購入と同じ ・償却資産税の対象 ・固定資産税はリース期間中は賃貸人、リース期間終了後は借入人が申告 リース期間5年 ↓ 不利 耐用年数10年 ★法人税、所得税が大幅に変わる!	・リースであるが、従来のリースの処理でも通常の資産購入でもない ・償却資産税の対象 ・固定資産税は従来どおり、賃貸人が申告 リース期間5年 ↑↓ 有利不利は生じない リース定額法5年
契約書をコピーなどで保存すること。(契約書がないと、事実上課税上の判断は不可能です。)				